

W. C. MacLeod, The origin and history of
politics, 1931.

松本, 治彦

<https://doi.org/10.15017/14503>

出版情報 : 法政研究. 3 (1), pp.249-260, 1932-12-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

W. C. MacLeod, The origin and history of politics, 1931.

松 本 治 彦

—

William Christie MacLeod は現在アメリカの人類學—政治學界に於ける新人である。彼は一九二四年に The origin of the state reconsidered in the light of aboriginal North America なる著作を發表した。此の學位論文に續き、一九二八年にはロンドンに於て出版された History of Civilisation Series の The Indian Frontier を最初のアメリカ人として執筆し、更に Conquest, Gerontocracy, Hoarding に関する論文を Social Science Encyclopedia に寄稿した。此の間引續きアメリカは勿論、ウイーン・バリー・ローマ・ヘーグ等各國の科學雜誌に論策を發表した。かくて一九三一年ニューヨーク大學教授 H. P. Fairchild 監修の Wily Social Science Series の第一卷にして世に問ふたのが此の The origin and history of politics なる大冊である。彼は今ペンシルバ

ニヤ大學の助教である。

本書はアングロ・アメリカ第一主義にみられて他國の事情に暗く且理論の重要性に對して無知であるアメリカの大學生のために著された「政治的發展の展望的教科書」であり、最も進歩した現代人類學の見地から政治的諸問題の新評價を試みつゝ、世界的視野に立ち、Teggallの方法による比較政治史構成への一努力であり、特に段階論・經濟的決定論の批判に理論的な重點を置いてゐる。序論的著述である。

本書の内容には政治學の諸教授(ハーバード大學の H. Emerson、ペンシルバニア大學の J. J. Young)、人類學の諸教授(カリフォルニア大學の R. H. Lowie, A. L. Kroeber, F. C. Gifford)等々が關係を有してゐる。而して著者は、社會學の開拓者にして恩師なる Harry Elmer Barnes に本書を捧げる。

本書の構成を見るに、全卷五百頁を第一部政治の起源及び政治過程の性質(二八一頁)第二部特にヨーロッパ及びアメリカの政治的發展(二八三頁)に分ち、更に二十八箇の章に分説してゐる。これを事項別にまごめれば次の如し。

- 一、國家の性質(第二章)
- 二、國家發展の諸理論(第二・四・九・十章)
- 三、近代傳播論者の人類學と國家理論(第五章)
- 四、クワキウツル封建制度と諸秘密結社(第八章)
- 五、老人政治・無政府・聖王制・公共魔術師及

び國家の起源（第二・第六章） 六、日本封建制度（第十一・十二・十三・十六・十七章） 七、支那及び朝鮮（第七・十四・十五章） 八、ペルーのインカ人（第十四章） 九、イロクオイス人（第十八章） 十、古代地中海岸（第九・二十・二十一・二十三章） 十一、ヴェニス及び他の中世諸都市（第二十二章） 十二、ヨーロッパ封建制度及び議會の興起（第二十四・二十五・二十七章） 十三、合衆國（第十六・二十六章） 十四、コンミニュニストミフアツシスト（第二十八章）

更に附録ミして「秘密投票・抽籤法・官職の交替及びそれ等に關聯したる政治技術のスマリヤに於ける起源、及びアメリカ・インデアンの消極投票」に就いての諸論文を添附し、此の外に十二頁に亘る詳細なる引用參考書目、十箇の地圖及び索引をも載録してゐる。

二

(一) 國家の性質

國家は一つの協同的に組織されたる全體社會である。全體社會は多かれ少なかれ共同利益を有し同一地域に占據する人民の全集團である。此の意味に於て、全體社會は「地方的集團」ニ同義である。しかし國家に於ては人民の集團が限られて居り地域の境界が劃然ミ定まつてゐる。更に國家は政府を有し、國家の地域的限界が政府權

能の限界をなしてゐる。此の限界を越える時は同一全體社會であつても人民は異なる政府に支配せられる。政治組織は政府は全體社會若くは國家の統制機能と考へられる。故に國家の概念の方がより廣汎である。國家は他の共同社會(教會・ギルド・親族團體・會社等)と異なる。他の共同社會は國家と同様に社會統制の機能を有するが、その行ふ權能の範圍、大きさに差異が横つてゐる。即ち國家の任務又は職能は(1)他國との關係に於て國家として組織せられたる社會を代表して戰爭を行ひ平和を維持すること(2)國家の領域内に於ける個人間共同社會間の相殺的爭鬭を防止することに存する。故に國家は他の共同社會に上位し、國際的危機及び戰爭の時に當つては最高の權威をあらはすが平時に於ては少し、かあらはさない。こゝに最高即ち主權と云つたのはその任務に關する限りである。國家に於ける法の基礎的部分は社會的に傳はれる一般の書かれざる習慣法であつて、立法及び法解釋は此の缺點を補足するに過ぎないものである。一般に「法及び秩序」維持以外の社會統制は政治統制ではなく、か、非政治的統制は國家以外の共同社會の手によりて完全に行はれうる。而して「政治は、本質的に個人及び共同社會の紛争を調停して法の下に内地の一般的平和を維持し且對外事件につき攻防する事に關す」(一一頁)。

(二) 征服說批判

A、征服說は歴史的に正確なりや——征服說によりて國家の究極的起源が説明され得るためには、(1)未だ政治

組織も社會階級も有しない集團が同じ様な集團を征服したこゝ(2)更に、征服者被征服者はその征服被征服以前に國家組織を有する近隣住民と接觸する機會を有せざりしこゝの歴史的證明が必須的になさるべきである。然るに實際に於て征服被征服の例は數限りなく存在するが、簡様な二つの事實を證明し得る例證は一つも見出すこゝが出来ない。「而して例示されたる總ての場合を通じて、その集團の歴史は不明瞭であり、征服者は征服以前に既に國家及び社會階級を有せざりしとの相當なる推定根據さへも存しないのである」(五六頁)。

B、理論的に見て果して可能性が存するか——この理論によれば、戰勝集團は國家の發達以前には常に戰敗者を根絶してゐるが、其後突然に戰敗者を集團として生存せしめ、征服者は自身の政府を組織し被征服者を經濟的に榨取する觀念に到達したと云ふのである。併し、歴史的に考察したる社會過程の知識よりすれば、かゝる完成せる政治的觀念型態の自然發生が繰返して起り得たとは信ぜられない。しかも「既に最初の征服者間に國家・政府は發達してゐるにちがひない」(五八頁)。

C、此の理論の前提となれる社會的火成論の吟味——此の理論の本原的形式は、人類社會生活に於ける「戰爭狀態」の先行即ち一般的社會火成論を假定してゐる。即ち政治社會に於ける人は相異なる特殊起源の諸種族融合の所産となし(多元的起源)、此の種族の相異が集團間の反目を作り出す第一因素なりと想像してゐる。しかし、

多元的起源は戦争の状態・征服的起源の概念を必須的なものたらしめぬ。原始的戦争の考察よりすれば「グムプロヴィッツの指定が假定せる如く、暴力の史的證據が原始社會に於て明かに一般的・優勢且創設的なりしこの主張には譲歩し得ない」(六三頁)。たゞ「組織されたる戦争は少くも集團中に於て組織されたる政府體系即ち國家の作出に或る役割を演じたことを認める」(六四頁)こゝが出来るのみである。

(三) 世襲的首長制發展の一機能としての國家及び社會階級の起源

先づ最初に優勢なる個人があらはれて指揮者の職務を創設する。この職務は一家族中に獨占される傾向をもち、此の傾向は財産其他の諸特權世襲の同時代的發達に促進される。かくて制度化され永續化された職務の概念が發生し、これが始原的集團より他集團へ模倣によりて普及する。篡奪による指揮者の相つゞ變更は首長制度の此の發展を止めはしない。人類集團がその曙期より必要とした指揮は、文化の發展に伴ひ指揮の儀式・形式的裁判・軍略指揮ミなつた。種々な事變に際しては屢々支配家族の興亡があり、間もなく新支配家族に對する親等に基づき全集團の血統的複合がなされる。この血統的複合は相對的社會安定の長期間に於て發達する。しかし精巧に紡がれたる母系又は父系の血族組織の發展に伴ひて、首長の從者に對する遠き親族關係の連鎖は取除かれる。かくて、廣範圍にわたる平和的社會統制の一形式たる老人政治の發達は、社會安定の長期間になされたもので

あり、急迫せる時期、又は長期の安定期を経験せざる住民間に於ては見られない。

「今や我々が此處に主として討究しつゝある世襲的首長制、同時に諸制度が與へられ、國家及び社會階級又は社會階級が共に與へられた。君主又は最高長官・裁判官及び立法者により集團の政府が出現した。首長の家系を最上の血統又は政府の最上特權を有する家族として區別するこゝは、一つの全體としての集團より分化するその事實によりて集團の殘部を庶民とみなした！貴族の身分は、王家に對して住民の大部分よりも系譜的により近い關係を有する諸家系が、血縁の故に彼等の特殊なる社會的差別及び特權が家系に従ひて明白にされたる時に分離して現はれる。「ブルヂョア」階級又は中流階級は、庶民家族は如何に富裕であらうとも貴族と通婚するこゝ若くは富の獲得と同速度に名門たるこゝを禁ぜられたる一時期に、庶民家族により富が獲得せられたる時に現はれる。動産奴隸ではなく負債奴隸よりなりし奴隸階級は、庶民の最下層が債務辨濟不能のため彼等の經濟的自由の讓渡を餘儀なくせられたる時に現はれる。動産奴隸の分離は一系譜中に於ける此の自由人の分離過程とは關係を有せぬ。動産奴隸は系譜的ピラミットに附加された」（一〇二—一〇三頁）。

(四) 段階說批判

A、國家及び國家形態の發生的分類の展開は、一般に行はれてゐる文化史の一定の概念化（文化的發展の「段

階」)によりて行はれ得るものではない。「段階」の概念は單に與へられた技術又は制度の進化に於ける區劃に過ぎぬものではなく、集團が通過する若しくは通過せざるを得ない、文化史の一般的段階を意味してゐる。此の概念は一定段階に於て結合せる文化諸要素間の根本的決定論を假定してゐる。モルガンはその代表者である。我々の歴史的研究よりすれば、制度の相關は大部分歴史の暗合又は偶然たることは明である。諸制度の類型は少數人民のみが創始者であり、それは一集團より他集團へ模倣によりて傳播して行く傾向を有す。段階論者は、制度群の模倣及び集團的借用の役割を無視した點に誤謬をおかしてゐる。

B、モルガン批判

(1)初期の土地私有財産の問題——彼等は「政治及び一般文化發展の新しき段階に於てのみ土地私有財産制度は出現する」を假定してゐるが、古くから此の制度が存在してゐた例證が澤山ある。故に彼等の誤謬は、土地私有の發生を後期にすこし、その政治への影響を過大視したことに存す。

(2)初期の奴隸の問題——奴隸の發生は社會階層(階級)より後の發展に於てある。従つて、奴隸制度は國家及び社會階級が既に高度に發展して遙かに後年に於てのみ政治的影響を及ぼしたにちがひない。

(3)外婚氏族の問題——モルガンは、外婚氏族は原始社會組織にのみ獨特なものであり、私有財産・社會階層の

發展によりて影をひそめるこ主張するが、幾多の反證がある。

(4)母系及び父系相續の問題——母系相續又は「母權」制度は原始社會獨特なものであり私有財産及び社會階級の發展に伴ひて姿を消すこの彼の主張は、この制度は原始社會以外にも多く存する例證によりくつがへされる。

かく舉げ來れば、他の多くの制度に關しても、有力なる事實を看過してゐる誤謬を指摘し得るであらう。

(五) 經濟的決定論批判

彼は此の理論に對する論難の矢を七つの點より放つのである。

(1)社會の變更には個人のみが有效なる原因である。特定の變更は直接には發明の採用によつてなされるのであるが、此の發明は個人又は數人協力の精神的過程の結果である。更に、發明が社會の變更に事實上影響を及ぼすためには、人的・個人的・精神的採用模倣の過程を経て集團中の他の個人に採用されねばならぬ。

(2)制度は直接に社會變更の原因となるのではないが、變更の過程に於て「發明者及び發明の模倣の問題を提供する」こことによりて作用する。だが問題の提出それ自身は決して解決方法を與へるものではない。

(3)模倣による變更過程に於ては、屢々一集團中に不調和な諸制度が同時に並存する。此の事實を極端な決定論者は屢々看過してゐるのである。

(4)文化史に於ては、經濟・家族・宗教・政治及び他の諸型は Self-contained な發展傾向を有す。即ち一制度が變形する場合に、集團中に於ては他部門の型を模倣するよりも同部門の變型として變更し續け、又他集團に型を求めらるる場合にもそれと同部門の型を模倣する傾向を有する。

(5)諸制度の適應的變更は常に一制度の變更されたる型の模倣なりとは云へない。即ち外見上他の制度に伴つて變更してゐる様に見えても事實自身の道に従つて變更してゐる。

(6)經濟的領域に於ける變更は常に社會變更の先動者なりとは云へぬ。

(7)人の關心は専ら經濟的なりとの前提は誤謬である。

かくて「社會過程は統一體であり、動き行く人間行動の均衡である。此の動き行く人間行動の均衡に於て經濟的諸動因は意味を有するが、彼等は主たる若しくは最重要なものではない」(一五九頁)のである。

三

全卷を通讀した人は、豊富なる人類學的資料の驅使、それに基づく征服説・段階説・經濟的決定論の批判、國家及び階級の起源を首長制の發展より説明した點、政治類型の使用による世界的規模の政治史構成、古代政治觀念型態のスメリヤ起源の推定(未展開ではあるが)等の諸點に其の特色を見出すであらう。此等の諸點に關する

再批判が此處に展開さるべきであるが、短い此の紹介に於ては省略を餘儀なくされてゐる。

纏つて思ふに十九世紀末葉の輝ける人類學者モルガンを産んだアメリカは、今又半世紀の後にゴールデンワイザー、ローウキー、マックレオド等人類學者の一群を其の批判者として學界に送り出した。その中に於てマックレオドは最高峰に立つものである。かくてマックレオドをよく批判するものこそ、當來の政治史・政治學に一つの輝しき光を投ずるものではあるまいか。(一九三二・一〇)